

ことばの説明

(法定相続人・受遺者・遺言執行者・法定相続分・遺留分・代襲相続人)

法定相続人とは？

民法の規定により、被相続人（亡くなった方）の相続人となる人です。配偶者は、常に相続人となり、子や孫などの直系卑属（第1順位）、父母や祖父母などの直系尊属（第2順位）、兄弟姉妹または兄弟姉妹の子（第3順位）の親族がいる場合には、その親族と「共に」法定相続人となります。遺言書がある場合は、原則として遺言で指定された人が指定されたとおりに相続しますが、遺言書がない場合は、法定相続人同士で遺産分割について協議し、どのように相続するかを決めることになります。

受遺者とは？

遺言によって相続人や相続人以外の方に財産を渡すことを遺贈、**遺贈を受ける方を「受遺者」**とといいます。法定相続人以外の方に財産を渡す場合に使われるのが一般的です。

遺言執行者とは？

相続が遺言書どおりに実行されるように必要な手続きを行う人です。相続財産目録の作成、各金融機関での預金解約手続、法務局での不動産相続登記手続など、遺言の内容を実現するために必要な行為をする権限を持ちます。

法定相続分とは？

被相続人の財産を相続する場合にあたり、各相続人の取り分として法律上定められた割合をいいます。

被相続人が遺言書を残していた場合、原則としてその内容に従うことになるため、相続人全員での遺産分割協議は不要となります。

遺留分とは？

被相続人の兄弟姉妹以外の近しい関係にある法定相続人に最低限保障される遺産取得分です。遺留分が認められている相続人は、主張すれば一定の財産が取得できます。

代襲相続人とは？

本来相続人となるべき人が先に亡くなっている場合に、その人を飛び越えて次の世代で相続できる人です。

「被相続人の孫」や「被相続人の甥姪」が代襲相続人となることがあります。

